



淀川労働基準監督署発表  
平成30年3月22日

## 労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

-プレス機械作業主任者の職務である安全装置の切替えスイッチを保管させなかった疑い-

平成30年3月22日、淀川労働基準監督署(署長谷本晃)は、下記のとおり、丸美発條株式会社及び同社の代表取締役を労働安全衛生法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検した。

### 記

#### 1 被疑者

(1) 丸美発條株式会社

事業者所在地 大阪市淀川区塚本

事業内容 金属加工業

(2) 同社代表取締役(以下「被疑者A」という。)

#### 2 違反条文等(プレス機械作業主任者の職務違反)

労働安全衛生法違反

同法第14条

同法施行令第6条第7号

労働安全衛生規則第134条第3号

同法第27条第1項

同法第119条第1号(罰則)

同法第122条(両罰)

#### 3 事件の概要

被疑者Aは、同社の労働者を指揮するとともに同社のプレス機械の安全管理を行うプレス機械作業主任者であるが、平成29年7月26日、同人は、同社

労働者Bに圧力能力25トンの動力プレス機械を使用して金属の加工作業を行わせるに当たり、同プレス機械及びその安全装置に切替えキースイッチを設けていたのに、そのキーを保管せず、もってプレス機械作業主任者に厚生労働省令で定める事項を行わせていなかったものである。

#### 4 参考事項

- (1) 平成29年7月26日、被疑会社において、同社労働者Bが光線式安全装置を無効にしたプレス機械を使用して作業を行っていたところ、作動中のプレス機械の上金型と下金型の間を手を挟まれ、指3本を切断するという労働災害が発生している。
- (2) 労働安全衛生法では、動力により駆動されるプレス機械を5台以上有する事業場では、法定の資格を有したプレス機械作業主任者を選任し、その者にプレス機械及びその安全装置の切替えキースイッチのキーを保管する等の職務を行わせなければならないと定められている。
- (3) 適用法条文は、別紙のとおり。

# 関係法条文

## 労働安全衛生法

### (作業主任者)

**第十四条** 事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

## 労働安全衛生法施行令

### (作業主任者を選任すべき作業)

**第六条** 法第一四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。

- 一 高圧室内作業（潜函工法その他の圧気工法により、大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフトの内部において行う作業に限る。）

（中略）

- 七 動力により駆動されるプレス機械を五台以上有する事業場において行なう当該機械による作業

（以下略）

## 労働安全衛生規則

### (プレス機械作業主任者の職務)

**第百三十四条** 事業者は、プレス機械作業主任者に、次の事項を行なわせなければならない。

- 一 プレス機械及びその安全装置を点検すること。
- 二 プレス機械及びその安全装置に異常を認めるときは、直ちに必要な措置をとること。
- 三 プレス機械及びその安全装置に切替えキースイッチを設けたときは、当該キーを保管すること。
- 四 金型の取付け、取りはずし及び調整の作業を直接指揮すること。

# 関係法条文

## 労働安全衛生法

### (罰則)

**第百十九条** 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の三第五項、第五十七条の四第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項(第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第九十七条第二項、第百四条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者

(以下略)

### (罰則)

**第百二十二条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。